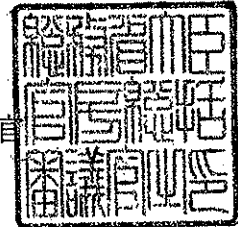


各都道府県知事
(財政担当課、市区町村担当課扱い)

各政令指定都市市長
(財政担当課扱い)

殿

総務省大臣官房総括審議官



「プールにおける安全管理のための緊急アピール」等について

水泳用プールにおいて、施設の設置・管理における安全確保の不備等による事故が発生していることに鑑み、本日、「プールにおける事故対策に関する関係省庁連絡会議」(平成18年8月9日設置)において、別添のとおり「プールにおける安全管理のための緊急アピール」(以下「緊急アピール」という。)を申し合わせました。

貴団体におかれましては、本「緊急アピール」の趣旨をご理解いただき、下記について積極的な対応をしていただくようご協力をお願いします。

また、各都道府県知事におかれては、管内市区町村に対してもこの旨を周知くださるよう併せてお願いいたします。

なお、学校及び教育委員会所管施設については文部科学省から、都市公園施設については国土交通省から同様の依頼が行われることとされておりますので、お知らせいたします。

おって、今後、呼びかけ先における対応等について実態把握を行う予定ですのでご留意下さい。

記

- 1 別添「プールの安全確保のための緊急自主点検について」により、自主点検を可能な限り速やかに実施し、点検結果を施設の入口に掲示いただきたい。
- 2 市区町村におかれては、対応可能な範囲において、管内民間施設のプール管理者に対しても「緊急アピール」の趣旨を周知をいただき、同様の措置を講じるよう要請していただきたい。

(連絡先)

自治行政局自治政策課 矢部、佐々木

電話 03-5253-5523 (直)

FAX 03-5253-5587

プールにおける安全確保のための緊急アピール

平成18年 8月10日

プールにおける事故対策に関する
関係省庁連絡会議 申し合わせ

水泳プールは、本来、利用者にとって楽しく健康を増進することのできる場ですが、そのためには安全確保が十分に図られることが不可欠です。

したがって、プールの管理者は、自らの責任において、安全確保のため万全を期していただく必要があります。

関係省庁においても、従来から、子どもを含む利用者の安全確保のために執るべき措置等について通知を発出するなど、プールの管理に携わる関係者の注意を促してきたところです。

しかし、最近判明した事実を踏まえ、また、折しもプール利用者の大変多い時期であることに鑑み、関係省庁（内閣官房、総務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省等）の連携により、あらためて全国のプールの安全確保のための緊急自主点検を行っていただくよう、全国の関係者に呼びかけることとしました。各管理者におかれては、別添「プールの安全確保のための緊急自主点検について」により、それぞれの責任において自主点検を行い、その結果を施設の入口等に掲示していただくようお願いします。

今回の要請は、各管理者に対し法令上の義務を課すものではありませんが、関係の皆様方におかれては、プールにおける安全確保のため、積極的に対応していただくよう御協力をお願いします。

(別添)

プールの安全確保のための緊急自主点検について

1. 概要

水泳プールの各管理者（※）において、プールの安全確保のため、緊急自主点検を行うとともに、その結果を掲示していただく。

（※管理委託等が行われている場合には、管理について実質的に責任を負う者）

2. 呼びかけ方法

関係省庁から全国の水泳プールの管理者に下記により呼びかけ。

【国立施設（独立行政法人、国立大学法人等の施設を含む。）】…各省庁

【公立施設】

- ・学校（私立学校を含む。）及び教育委員会所管施設…文部科学省
- ・都市公園…国土交通省
- ・その他の公立施設…総務省

【民間施設】

- ・市町村を経由した呼びかけ…総務省
- ・保健所を経由した呼びかけ…厚生労働省
- ・関係業界団体等を経由した呼びかけ…経済産業省等

3. 緊急点検項目

(1)施設関係

①点検対象

- ・プール水槽内の水を排除するための排水口
- ・循環濾過装置や起流ポンプ等へ吸水するための環水口

②点検項目

- ・鉄蓋、金網、吸い込み防止金具等がネジ・ボルト等で堅固に固定されているか
- ・その他管理者が重要と考える項目

(2)管理運営関係

①点検対象

- ・監視体制

②点検項目

- ・監視員が適切に配置されているか
- ・監視員に対してプールの施設・構造や監視業務について十分な指導を行なっているか
- ・その他管理者が重要と考える項目

4. 実施時期

可能な限り速やかに実施。

5. 掲示方法

別紙の掲示例を参考に、プールの入口等に掲示。

(別紙)

プールの安全確保のための緊急自主点検結果

当〇〇プールは、国の「プールにおける事故対策に関する関係省庁連絡会議」による「プールにおける安全確保のための緊急アピール」を受けた緊急自主点検を行い、施設の安全性を確認しました。

平成18年8月〇〇日

プール管理者 〇〇〇〇

(連絡先：〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇)

区分	点検項目	点検結果
施設関係	鉄蓋、金網、吸い込み防止金具等がネジ・ボルト等で堅固に固定されているか	(例) 堅固に固定されている など
	その他管理者が重要と考える項目	(適宜記載)
管理運営関係	監視員が適切に配置されているか	(例) 適切に配置されている など
	監視員に対して、プールの施設・構造や監視業務について十分な指導を行っているか	(例) 十分指導を行っている など
	その他管理者が重要と考える項目	(適宜記載)